

# 平成 29 年 美 郷 町 議 会 議 事 録

## 第 4 回 定 例 会 ( 第 4 号 )

招集年月日	平成 29 年 12 月 5 日					
招集の場所	美 郷 町 役 場 議 会 議 場					
開会日時 及び宣告	開 会	平成 29 年 12 月 14 日 午前 9 時 30 分				
		議 長 西 嶋 二 郎				
	散 会	平成 29 年 12 月 14 日 午後 3 時 43 分				
		議 長 西 嶋 二 郎				
応招、不応 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席 12 名 欠席 0 名 凡例 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不 応 招 ○△公務欠	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別
	議 長 (12)	西 嶋 二 郎	○	5	福 島 教 次 郎	○
	副 議 長 (7)	岩 根 和 博	○	6	藤 原 修 治	○
	1	日 高 学	○	8	山 本 幹 雄	○
	2	中 原 保 彦	○	9	安 田 勝 司	○
	3	波 多 野 康 博	○	10	簀 根 正 一	○
	4	原 克 美	○	11	佐 竹 一 夫	○

会議録署名 員	1番	日高学	2番	中原保彦
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	景山良材	住民課長	高橋武司
	副町長	樋ヶ 司	健康福祉課長	旭林修範
	教育長	田邊哲也	産業振興課長	烏田正輝
	総務課長	小田運博	建設課長	添谷正夫
	企画財政課長	井上陽生	大和事務所長	難波博恵
	定住推進課長	岡先宏和	教育課長	漆谷千鳥
	出納室長	木川士朗		
職務により議会に出席 した者の職・氏名	議会事務局長 漆谷和彦 議会事務局員 大畑真紀			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

# 平成29年美郷町議会第4回定例会議事日程

## (第4号)

平成29年12月14日(水) 午前 9時30分 開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	一般質問
3	陳情審査報告
4	議案審査報告及び質疑
5	議案の討論、表決  <b>【条例案】</b>  議案第69号 美郷町職員の給与に関する条例及び美郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  議案第70号 美郷町税条例及び美郷町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について  議案第71号 美郷町立小・中学生児童生徒通学費支給条例の一部を改正する条例の制定について  議案第72号 美郷町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  <b>【予算案】</b>  議案第73号 平成29年度美郷町一般会計補正予算(第4号)  議案第74号 平成29年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)  議案第75号 平成29年度美郷町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

	<p>議案第76号 平成29年度美郷町君谷診療所特別会計補正予算（第1号）</p> <p>議案第77号 平成29年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）</p> <p>議案第78号 平成29年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）</p> <p>議案第79号 平成29年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）</p> <p><b>【一般事件案】</b></p> <p>議案第80号 財産の取得について（美郷町サポート経営体 農機具購入）</p> <p>議案第81号 財産の取得について（長藤営農組合 共同利用農機具購入）</p>
6	<p>発委の上程</p> <p>発委第4号 日本政府がすみやかに核兵器禁止条約を調印することを求める意見書（案）</p>
7	<p>議員派遣の件</p>
8	<p>委員会の継続審査調査付託</p>

(開 会 午 前 9 時 3 0 分)

●西嶋議長

おはようございます。

ただ今の出席議員は11名であります。よって定数を満たしております。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、1番・日高議員、2番・中原議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。通告8までの一般質問が終了しておりますので、本日は、通告9から通告11までの一般質問を行います。通告順に質問を許します。

●西嶋議長

通告9・安田議員。

●安田議員

おはようございます。今日は一般質問の2日目ということで、2日目のトップバッターをやります9番・安田でございます。私は1点ほど質問事項をお願いしております。主要地方道川本波多線竹工区の進捗状況についてということをお願いしております。現在竹工区の工事が進められていますけれども、この工事については、長年町がですね、県の方へ陳情を積み重ねられまして、一環として昨日5番議員が質問されました港工区と合わせてですね、竹工区の工事でも進められているところであります。そこで下記のことについて進捗状況を伺いたいと思います。1点目は、竹谷橋についてであります。この竹谷橋については、現在、工事が発注され進行しておる訳ですけれども、私個人的にはですね、この工事が多少、遅れているのではないかなど。発注はされてから結構間が空いて工事着工といえますか、上部工ですね、急がれております。これの進捗状況について。2点目が移転補償であります。ご存じの方もあると思いますけれども、既に移転補償は終わって、家を解体されて更地になっているところ、それからまだ現在3戸住家が3戸とそれから集会所の4つが残っておりますけれども、この移転補償についてどうなっているのか、伺いたいと思います。3点目は、これは移転に伴う造成工事でありますけれども、この造成工事については町が造成工事をするということを知っております。工事の進捗状況に伴っての造成工事ということになると思いますけれども、造成工事の今後のスケジュールなりですね、合わせて伺いたいというように思います。以上3点よろしく願いをいたしたいと思います。

●景山町長

安田議員、主要地方道川本波多線竹工区の進捗状況についてのご質問にお答えをします。1点目の、仮称、新竹谷橋の進捗状況につきましては、現在、工場での型枠の製作、鉄筋加工等が完了し、12月から仮設工事に着手しております。下旬からは、上部工工事に着手予定で、予定通り年度内に完了の見込みであり、今後も、盛土工を発注予定と聞いております。平成30年度には、現道への取り付け及び舗装工事などを実施し、約500メートル間について、供用できるようにする予定とのことであります。2点目の移転補償

についてですが、移転対象は11戸で、現在、7戸が移転済み、残った4戸は、宅地造成工事後の平成32年度以降、順次、移転補償を行い、川本町側への工事を進める予定とのことでもあります。また、JR三江線廃止に伴う移転対象から外れる家屋はない、とのことでもあります。三点目の移転に伴う造成工事については、町発注工事であり、供用後の平成31年度を予定しているところでございます。今後、地元自治会に対して説明会を行って、進めてまいりたいと考えております。以上。

●西嶋議長

9番、安田議員。

●安田議員

今、町長の方からご答弁いただきましたけども、私は竹谷橋ということを行いましたけども、これについては現在ですね、型枠工それから鉄筋等、私、ここ度々通りますんで、現在川の中へですね、工事をやられておりますけども、予定どおり工事が終わることとでございます。このことについてはですね、非常に今年は寒波で工事が遅れるんじゃないかなというような心配もしておりますけども、今年度中には終わることとでございますので、この点については了解をいたしました。2点目の移転補償ですけども、対象が11戸あって、7戸は補償が済んで、それぞれ解かれてですね、どうも聞いてみますと、この済んだ7戸についてはですね、大田なりへ出られて、あそこへ帰られるという意思がないというようにお聞きしております。後の残った4戸についてはですね、非常にこの4戸の1つは集会所でございますんで、3戸の方に色々会ったりしてですね、お話聞くと何ら町の建設課なり、これ県の事業ですけれども、県の方からなしのつぶてだと。どう進んでいくのか、非常に心配だということを知っております。そういうことでこの移転補償についてお尋ねした訳ですけども、今聞きますと、30年度にですね、現道への取り付けが済んだということで、距離にして500メートルということで、これが済まんと今後の移転についてはですね、やられんのではないかなというように思う訳ですけども、いずれにしても先ほど言いましたようにやっぱり対象者の方へはですね、しっかり途中経過といいますか、状況をですね、県なり、町の建設課の方で対象者の方に状況をですね、報告されんとですね。非常に不安がっておられます。昨日、5番議員が港工区のことの質問されましたけども、これの関連もあります。現在の竹橋がどこにかかるかということで、非常に状況も変わってくるのではないかなというような気もしております。この移転補償については、先ほど三江線の間が廃止になっても関係ないんだと、予定どおりいくんだというようにご答弁いただきました。ということでですね、やはり、この竹橋が、どこの方へ最終的に架かるかということも関わってくるというように思いますし、地元、これ竹もそうですけども、港地区もですね、この橋の架かる場所についてはですね、明神岩よりも下流は絶対反対だと、地元ではですね、明神岩より上流へ架けていただきたいということ要望されてますし、望まれておる訳であります。これはですね、別府川本線の関わりも出てくると思います。というのが、あそこの田んぼ、水害のときに常襲地帯であります冠水の田んぼ、これは昨日の答弁で多田トンネルといいますか、の残土を持って、現道の高

さぐらいまでは埋め立てられるという答弁がありましたけども、田んぼがそこまで上がったんですね、あその県道自体はこれも大水の時に浸かる浸水する箇所であります。そこらを加味すると、やはり明神岩より上流へ橋を架けていただいて、県道の嵩上げも合わせてやらないと解決しないのではないかとこのように思うところであります。そういうことで、昨日も答弁中で色々ありましたけども、町としてですね、道路といいますか、橋梁の設置箇所についてですね、先ほど言いました、別府川本線の改良も嵩上げを含めた場合にですね、それがベストだというように、私は思う訳ですけども、そこらの点についてまずお聞きしたいと思います。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

対象者の状況ということでございますけれども、やはり地元の皆さんにですね、十分な説明をしていないということでございますけれども、これから地元の説明を進めていきたいと思っております。港橋より上流にというお話でございますけれども、詳細について担当課長から答弁をいたします。

●西嶋議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

安田議員の江の川に架かる橋の位置というご質問だと思っております。昨日の答弁の中にも1部ございました。竹から港に向けてのルートにつきましては、今後、町などとの関係機関と協議を行いながらという検討していくということを県の方から伺っております。そういった関係で、まだ、その辺のルートのなところがまだ今後協議ということになるかと思っております。以上です。

●西嶋議長

9番、安田議員。

●安田議員

これは移転補償にも関わる問題なので、今の竹橋の架かるルートについて質問をしとる訳ですけども、どうも地元といいますか、市井原やら港ですね、どうも今私が言いました現在の架かっておる位置より逆に下がって架かるんじゃないかというような噂がどうも流れているようであります。この噂がどこから出たかよく分かりませんが、そういう話も地元の人でも噂で耳にされているようであります。先ほど申しましたように、地元とすれば現在、明神岩より下流にかかっておりますけども、ピアが建っているためにバックウォーターといいますか、大水の時にはバックウォーターが生じて港の方へも余計入ってくるんだと水がというようなことが言われております。そういうことも含めてですね、明神岩より上流へ、ぜひ場所の設定をしていただきたいというのを望まれておりますし、要望として町へもそのことをされておる訳ですけども、ここらですね、先ほど私が申しましたように田んぼの嵩上げだけではなくて、県道の嵩上げも含めた工事をやらないと、あその

浸水地区の解消にはならないと、いうように常々思っているところですし、町の方もですね、たぶんそういふふうに思われておるといふように思う訳であります。そういうことで、私は5番議員が質問された事項でもありますけれども、合わせて竹工区にも関わることで、そこらのところもう一度ですね、先ほどの答弁で課長の答弁でですね、まだルートがはっきり県の方でしてないんで、というお答えでしたけども、じゃあ、どっからそういう噂がですね、流れたんかなと。当初この計画があった時はですね、三江線が廃止というのはまだ決まっておらなかったもので、そういうこともあって、地元の要望等もあって、上流側へということもあった訳ですけども、三江線が来年3月で廃止ということがあるんで、県もそこらんとこを含めて、まだルートが決定しないのではないかなというようには推測する訳ですけども、あくまでも、先ほど言いましたように農地の嵩上げはもちろんですけども、別府川本線の道路も合わせて嵩上げしないとあそこの浸水地区の改修にはならないというように思いますんで、これは県のあれもありますけれども、町として、私が今言ったような方法がベストではないかなというように思いますけども、そこらは、町としてどう思われますか。答弁をお願いします。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

質問の件でございますけれども、竹から港に向けてですね、橋を架けるルートについての質問でございますけれども、竹から港に向けてのルートについては、県は今後町など関係機関と協議を行いながら、検討すると聞いております。地元の意見も聞きながら、優れたルートとなるように協議をしてみたいと考えておるところでございます。これからの協議になると思います。

●西嶋議長

9番、安田議員。

●安田議員

これから協議ということですので、私が先ほど言いました両方が納得できるような位置にぜひ橋梁が架かようをお願いしたいと思います。それがまたはっきりせんと、今のどういいますか、移転補償については三江線なりあれがしても、係なしに進めるんだというご答弁でございましたんで、ぜひですね、町もですね、それは確かに明神岩より上流へやると、どういいますか、橋が2つ架かるというようなことも考えられますし、金額の面では膨らむ部分が生じると思いますけども、やはりこれは末代物でありますんで、先ほど言いましたように、両方がですね、納得のできる位置へですね、ぜひルートの決定をしていただくようお願いをしたいと思います。よろしくお願いします。それと、移転に伴います造成工事でありますけども、これは町単でやられるということでございますけども、これについてはですね、竹谷橋が架かって500メートル間の通行できるようになった後ですんで、先ほどの答弁では31年度、来年、再来年ですか、実施するということにご答弁いただきました。冒頭に言いましたようにいずれにしても地元の人はどうなるんだろうかと



いう心配をそれぞれされています。実は今朝も現在残っております移転者の方からも電話をいただいたところでもあります。全く何の音さたもないということを再度電話でも言われたところでもあります。そういうことで、やはり地元の人にはですね、関係者には1つ、これが心遣いといいますか、だと思えますんで、やはり心配をされないように県の工事だからと言わずですね、やはりそこは県と連絡を密にさせていただいてですね、そこらをですね、地元の人へ随時、情報として提供していただきたいというように思いますので、その点ですね、しっかりやっていただくようお願いをして私の質問を終わります。

●西嶋議長

安田議員の質問が終わりました。

続きまして通告10、8番・山本議員。

●西嶋議長

8番、山本議員。

●山本議員

山本でございます。通告しておりました1点についてお尋ねをいたします。原発避難者の受け入れ体制は整っていますかということをお尋ねしたいと思います。みさと館が完成して2年が経過をしました。図書館も大ホールも大変利用者しやすい立派な施設でありまして、私も大いに利用させてもらっているところでもあります。この建設に当たっては、島根原発に原子力災害が発生し、松江市民の避難が必要となった場合、避難者を受け入れることになったが、開発センターは耐震強度が不足していると、地震に耐えられる建物に建て替えると聞いておりました。東日本大震災の原発事故による避難者の大変な状況を知っているだけに受け入れ側も様々な準備が必要であろうと思っておりました。その後、避難訓練はあったようですが、何人の避難者をどのような形で受け入れ、住民はどのような支援をすればいいのか、安全性はどうなってるのかなど、避難計画の内容は全く分かりません。原発事故という大変な状況で、遠くから非難されて来られる松江市民の方々に安心して避難生活を送っていただくためにも、美郷町民が、何をどのようにすればいいのか知っておくべきではないかと思えます。原子力災害避難者受け入れマニュアルなど整備は整っているのか伺います。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

山本議員の原発避難者の受入体制は整っていますかのご質問にお答えをいたします。島根原子力発電所における原子力災害の発生時には、30キロ圏内の約40万人の方が避難対象となり、県内はもとより、鳥取県、広島県、岡山県も含めた4県70市町村への広域的な避難を行うこととなっております。美郷町の受け入れ施設としては、邑智小学校、邑智中学校、みさと館、まほろば福祉センターが指定されており、この内、みさと館は、こうした広域避難の受け入れができる福祉避難所としての機能を併せ持つ施設となっております。議員ご質問の避難者数については、島根県が策定した原子力災害に備えた島根県広

域避難計画に定められており、松江市秋鹿地区の大垣町、岡本町の住民820名となっています。避難時には、避難をされる皆さんは、バスなどで集団避難をされ、避難途中のルートで、県が実施するスクリーニングと言われる放射性物質の汚染状況の検査や簡易除染を行い、この検査で一定基準位以下の方が、それぞれの受け入れ市町村へ避難されることとなっております。避難される方はもちろん、避難を受け入れる側にとっても安全な体制での避難計画となっております。避難の受け入れ体制についてですが、受け入れ市町は、あらかじめ定められた避難経路所、本町においては防災公園となりますが、ここでの受付避難所への輸送などの受け入れを行うこととなります。平成27年10月に実施された原子力防災訓練では、秋鹿地区から約60名の方が広域避難訓練として美郷町へ避難され、町では災害準備体制による受け入れ訓練を行い、受け入れ手順の確認を行いました。しかしながら、本町を含め、原子力災害時における広域避難受け入れのマニュアル等を定めている市町村は少なく、現状では県の計画を基にした受け入れや、本町の避難所運営マニュアルによる避難所運営を行っていくこととなります。避難所運営など避難住民の支援体制については、県の計画に定められており、避難開始当初は、島根県と松江市は住民避難の送り出しに全力をあげなければならないため、受け入れ側の市町村による避難所開設、運営が求められています。その後、松江市の職員が順次派遣され、避難開始後、概ね一週間から十日後を目途に、避難住民、松江市、ボランティア等による避難所の自主運営体制に移行することとなっております。こうした広域避難は、まだまだ十分な検討が進んでおりませんが、県、松江市との連絡調整、合同訓練の実施など、必要な対応ができるよう体制を整備してまいります。また、実際の広域避難の際に、住民の皆さんに混乱を招かないよう平時からの広報も行ってまいります。以上。

●西嶋議長

8番、山本議員。

●山本議員

ご答弁いただきましたが、安全な体制で受け入れをできるという答弁でございました。しかし、まだ非常に私も不安であります。まだまだ分からないことがございます。もともとのこの問題、全く分からない訳で、一生懸命ネットで調べたりしまして、色んな資料引っ張り出しました。先ほど、答弁の中のありました松江市の原子力災害広域避難計画について、確かに800名がこっちに来るということも書いてあります。そういうこともありまして、調べさせていただきました。もう1つは、内閣府が出しておりますこの原子力災害発生時における避難者の受け入れに係る指針というのが、28年3月23日付で出ております。これによりますとですね、受け入れ側と避難元と、避難元ですね、それと受け入れ側がしなければならないことが、かなり詳しく書いてありましてですね、これが県の避難計画等の基かなと思うんですが、今、総務課で分かっているのは、この避難指針が一番新しいものかどうかということでしょうか。そこをちょっと確認させてください。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

詳細につきましては、担当課長から答弁いたします。

●西嶋議長

総務課長。

●小田総務課長

先ほど、原子力災害発生時等における避難所の受け入れに係る指針ということで、平成28年3月23日付けが最新のものとなっております。

●西嶋議長

8番、山本議員。

●山本議員

それではこれに基づきましてちょっと不安なところといたしますか、どうなっているのかということをお聞きしたいと思います。この指針によりますとですね、避難元の協力を受けて、平時から避難所等に必要な物資を準備しておくことが望ましいとされております。それで、ということはお聞きしたいです。通常は災害時以外にまた更にこれをこの準備が必要だということになるのか、避難元との協議等はこの辺りについてはどうなっているのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

●西嶋議長

総務課長。

●小田総務課長

備蓄品の計画についてでございますが、現在、松江市と協議をしております、広域避難用の備蓄品を用意するのではなく、通常の備蓄品を使用して、原子力災害時には避難開始時に一時的に町の方で提供いたしまして、最終的には、県、国の方からの負担で町の方へ返していただくというように計画をしております。

●西嶋議長

8番、山本議員。

●山本議員

分かりました。一時的に立て替えて、立て替えてといたしますか、足して、後で返してもらおうということですね。で、国はですね、これによりますと、具体化に充実化に係る支援を行うとしておりました、関係者の訓練や研修に必要な器材等の設置とか原子力発電施設設置等についてですね、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金を出すということになっております。このことは実際、この準備をしたり、ある程度避難用の原子力災害の避難者に対してですね、備蓄等をするということに対してですね、費用弁償は多少交付金の方で見てもらえるんじゃないかという理解になる訳ですが、この辺りについてはどうなっておりますでしょうか。

●西嶋議長

総務課長。

●小田総務課長

交付金については、国から島根県へ交付されるものです。島根県では、主に原子力防災施設整備や、原子力災害医療施設整備費などに充てられております。で、現時点では原子力災害時に使用するものの防護服等は交付金の対象となるため受け入れ避難先の備蓄品については、対象外となっております。県からはこうした備蓄品についても、今後国への要望をしていきたいというふうに聞いております。

●西嶋議長

8番、山本議員。

●山本議員

ということは、避難受け入れする町村には全く、何といたしますか、国の手立てはないという理解に、今の段階ではですね、なるのでしょうか。

●西嶋議長

総務課長。

●小田総務課長

現在のところ、直接の対象にはなっておりません。

●西嶋議長

8番、山本議員。

●山本議員

分かりました。またそういうことは、別な形でお願いする方法があろうかと思えます。それからですね、もう1つこれより前だと思うんですが避難者における良好な生活環境の確保に向けた指針というのが出ておまして、これに基づいてですね、避難元と受け入れ側があらかじめ具体的に役割を分担しておくと。色々な協議をしておくということになると思えます。これで見ますとですね、責任者を決めたり、現場での責任者も決めたり、なんかそういうことがいっぱい避難者の運営主体はどういう形でするんかと、具体的なものがある訳でして、そこには多分、先ほど聞きますと松江市から職員が来て対応するということではありますが、さらに色んな形でボランティア等が必要になってくると思うんですが、その辺りの具体的な協議はなされておりますでしょうか。

●西嶋議長

総務課長。

●小田総務課長

受け入れ体制については、具体的にはまだ定まっておりません。現在、島根県で策定されております原子力災害発生時における避難者受け入れに係るガイドラインを元に受け入れを行っていくように考えております。

●西嶋議長

8番、山本議員。

●山本議員

遠いような話なのか、近い話なのか分かりません。いつ災害が起こるかわかりませんので、とり訳地震からおそらく原発の事故というのは起こるのが一番可能性高いんじゃないかと思います。そういうことになりますと、いつ全く起こるか分からないという状況でございますので、もう少し早めにですね、ある程度対応が必要ではないかと思います。国の対応も少し遅いんじゃないかというふうに思う訳ですが、これですと、避難者運営の手引をとということも作成してということも書いてありまして、運営基準や取り組み方法を明確にしておくということですが、これもおそらくないだろうと思います。したがって、まだまだその受け入れ体制が十分な体制になっていないということだろうと思います。しかし、いつ起こるか分かりませんので1つ早急の対策をお願いをしたいと思えます。私は一番聞きたいのはこれからの話でございます、1つですね、聞きたいのは、安全性の問題です。実は、やっぱりこの原発の災害があった時にですね、震災直後です。避難先の地域住民がやっぱり放射能がうつるとかというような発言があったり、また嫌がったという事実がどうもあるようでして、ある程度問題になって、その対策等も考えないといけないというようなはある訳です。実際ですね、我々としても、やっぱり原発の災害が起きて、こっちへ来られるということになると、放射能を浴びているということを前提に考える訳でございますので、ちょっと不安があるかと思えます。先ほど途中でですね、スクリーニングをするということはあった訳ですが、それは、どの場所でどのような形で行われるのか、少しお聞かせをいただきたいと思えます。

●西嶋議長

総務課長。

●小田総務課長

スクリーニングの場所ということですが、避難待機時、検査候補地としまして原発から30キロの境界に現在島根県では14カ所、鳥取県で7カ所設定をされております。で、松江市から美郷町へ避難をされる方につきましては、避難ルート上にあります出雲市の道の駅きらら、それから長浜工業団地にあります。東部高等技術校または湖陵の総合運動公園という3カ所が予定されておりますので、そこでスクリーニングを受けていただいて、その後に美郷町への避難をしていただく予定になっております。以上です。

●西嶋議長

8番、山本議員。

●山本議員

まとまってどうも集まって住民の避難の流れをこれ見ますとですね、住民が1カ所に集まって、それからバス等で避難所へ来るということになる訳ですが、その間にスクリーニングをするということです。で、バスでまとまって来られるのは分かりますが、ただ、中には都合が悪くて、個人的に来られたり、後から少し遅れたりして非難される方も、おそらくあるんじゃないかと思う訳です。その辺りの対応についてですね、ちょっと不安があります。もし、別行動で後日単独での避難者があった場合、スクリーニングはどこでどの

ように受けるのか、こちらへ来てからするのか、どうなのか、その辺りについて、分かっていたら教えていただきたいと思います。

●西嶋議長

総務課長。

●小田総務課長

単独で避難者があった場合ですが、島根県の広域避難計画におきまして自家用車で避難される方につきましても、避難訓練それから広報等によりまして、避難待機時検査候補地でスクリーニングを受けていただいた後に避難をしていただくようになっております。それでスクリーニングを終了された方には検査済証が発行されますので、検査済証を持って美郷町の方へ来ていただくというような計画となっております。以上です。

●西嶋議長

8番、山本議員。

●山本議員

現実起こってみないと分かんないんですが、それを受けんこう来る人はないんですかね。例えば単独で来られるということがあったりした時には、要するにこちらで何か検査器具が必要ではないかという気もしないではない訳ですね。受け入れ側として。一応防災公園に行ってもらおうということになっておるようですんで、とは思いますが、もしそれが被爆されておる状況が起きた中での避難があった場合ですね、単独で、そういう時には可能性としてはあると思うんです、今の状況、その辺りは大丈夫なんじゃないかな。ちょっと不安なんです。

●西嶋議長

総務課長。

●小田総務課長

現在、島根県と協議の中では、指定のスクリーニング場所での検査を受けていただいて、検査済証を持った方を受け入れていただきたいというふうに聞いておりますので、それは松江市の方での対応で広報等で皆さん方に承知をしていただきたいと思っております。

●西嶋議長

8番、山本議員。

●山本議員

それは分かるんですが、現実問題として、大災害が起きた時に果たしてそれがきちっと機能してくれるかというのが心配しております。松江市がきちっとチェックするのか、どうなのか。単独で逃げておられる方は、必ずあると思うんです。そういうことがチェックをする方法が、こちらにもないんです、不安は大きくなるんじゃないかと思えます。もう1つ、ちょっとあれなんです、結局ボランティアで避難者のお手伝いをするのは、地元のボランティアにそういう手伝いは必要なんじゃないかな。要らんのかな、今の段階で。

●西嶋議長

総務課長。

●小田総務課長

受け入れにつきましては初期段階では、町職員によります受け入れ体制を実施するように考えております。その後、地域の皆さん方等にも協力をお願いをしていきたいと思っております。以上です。

●西嶋議長

8番、山本議員。

●山本議員

分かりました。まだまだ不備なところがあるようでございますので、1つ早目に対応していただきたいと思っております。もう1点聞かしていただきたいのは、先ほど避難所が避難所は、みさと館もありますし、その他のところも邑智小学校、中学校、まほろば福祉センターですか、等々あるようですが、ここについてですね、県の避難所は、非常用電源の有無やバリアフリー化等しておきなさいというような書き方がしてある訳ですね。これ県の確か資料だったです。島根県資料と書いてあります。

県の資料だったと思うんですが、これには、こういうことが書いてあるんですが、これ全部バリアフリー化がなっておるんでしょうか。特にトイレ等も含めてですね。

●西嶋議長

総務課長。

●小田総務課長

バリアフリー等の設備の整っている箇所といたしまして、美郷町ではみさと館それからまほろば福祉センターということで現在対応する予定となっております。

●西嶋議長

8番、山本議員。

●山本議員

邑智小学校と邑智中学校とって、避難所として言われたんですが、あれは違うんですか。

●西嶋議長

総務課長。

●小田総務課長

邑智小学校、邑智中学校につきましては、健常者の方の避難所としての考えをしております。

●西嶋議長

8番、山本議員。

●山本議員

分かりました。そういうことなら、全部かと思っておりましたので、分かりました。非常にまだ十分なものがなされていないということがありまして、ちょっと不安な部分もある

んですが、いつ起こるか分かりませんし、私らも正直言ってまだ明日に来るとか、すぐに来るような気はしてないのが実態だろうと思います。しかし来た時に間に合わんということになったらいけないと思いますので、出来るだけ早くにそういう体制を作っていただきたい。整備をしていただきたいと思います。最後にですね、今回、議会の総務委員会でも核兵器の反対の決議を決議といいますか、批准についてですね、政府に申し入れる、批准を早く支援をして下さいということ、申し入れる意見書を提出することを採択する予定になっております。核というのは非常に危険な部分もあるということです。この核に対して町長、どういうお考えをお持ちか、最後に聞かせていただければと思います。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

私の方の質問でございますけれども、核兵器の廃絶、世界の平和、住民、国民の願いであると考えており、私も同じように考えておるところでございます。以上。

●西嶋議長

8番、山本議員。

●山本議員

ありがとうございました。以上で終わらせていただきます。

●西嶋議長

山本議員の質問は終わりました。

ここで、10時40分まで休憩いたします。

(休憩 午前 10時 24分)

(再開 午前 10時 40分)

●西嶋議長

それでは会議を再開いたします。

通告11、2番・中原議員。

●西嶋議長

2番、中原議員。

●中原議員

2番・中原でございます。最後になりましたけれども、これから、約1時間頂戴して質問させていただきたいと思います。10月に衆議院選挙が終わりまして、その直後、経済団体である経団連が、兼ねてまとめておりました社会保障改革の提言の実行を政府に迫りました。政府はこれを受ける形で、財務省の全世代にわたる社会保障改悪案を打ち出しております。それによりますと、例えばですが75歳以上の高齢者の窓口医療費負担を1割から2割にする。美郷町の場合、75歳以上の方は1400人、28.6%にあたります。相当広範な方に影響が及ぶと考えられます。介護保険では、介護度1、2の在宅サー



ビスを保険給付から外す、こういうふうに言われておりますが、既に、要支援1、2の人の訪問介護や、通所介護サービスの保険給付から外されておまして、地域包括支援事業に移行されております。邑智郡の総合事務組合単位で見ますと、要支援1、2の方と要介護1、2の方は合わせますと、1135人となりまして、介護認定を受けてる方の約60%に上ります。保険給付から外される高齢者の受け入れ先として、地域包括支援事業に関係者の皆さんを初め、大変頑張っておられることは承知しておりますが、しかし、保険料を支払ってきた人の6割が保険給付の対象から外れるということは、これは異常なことで、これは詐欺というふうに言っておられる方もおられます。さらに生活保護は、子育て世代の加算や扶助費の削減を提案しております。また、障がい者の通所施設の給食費全額自己負担これが厚労省で審議中です。この夏から開店されましたそら豆、ここの利用者さんなどが対象になりますが、現在支給されております300円が平成32年頃までに段階的に削減されてゼロになるとこういう検討中であります。さらに農業では、米の直接支払交付金が廃止されようとしておりますので、これも米作農家にとりましては大変大きな利益を及ぼすと思います。こうしたことは、町民階層に深刻な影響をもたらすことは明らかであります。不安の声も広がっております。こうした政府の政策や計画を辞めさせるように働きかけることは大切だと思います。また、それらの結果、生ずる不安や困難から町民の暮らしと地域を守るこの自治体の防波堤としての役割は、ますます大切になっていく。このように考えますが、この立場から、4点について伺います。まず最初の1点は、先の9月の議会でも質問させていただきましたが、国保税を引き下げることです。来年4月、国民健康保険の運営主体が都道府県化されることとなります。これには国保の制度の改悪が幾つも仕掛けが盛り込まれております。9月議会において町長は、国保税の所得に占める割合は、美郷町では20%を超えており、負担感は大変高い。また担当課長は、払わないのではなくて払えないだろうという方もお見受けするこういう答弁であります。滞納世帯や短期証資格証の交付世帯も増加しております。そのことを踏まえて以下3点について伺います。1つは、社会保障制度としての国保に対する責任は、本来国が負うべきものと考えておりますが、美郷町の負担率、これは所得に占める保険料の調定額の割合ですが、これが20%を超えるのはまさに異常でありまして、少なくとも全国平均である10%程度までになるように、国保税を引き下げることが求めます。2番目に、都道府県単位化による最終試算で、法定外繰り入れを反映した保険料率について公表していただきたいと思っております。3つ目に、国保財源についてですが、国に抜本的な増額を強く求めるこのことと合わせて、いわゆる法定外繰り入れに負担軽減を図っていただきたいと思っております。美郷町は、これまでも一般会計から繰り入れを行ってこられました。他の市町村と比べても大変高額な繰り入れになっており、大変だったと思っておりますが、これは町民の医療、健康を守るという点で町の姿勢を示されるもので本当に立派なことだったというふうに私は思います。制度が大きく変わる今、一層の決断をする時だと思っておりますが、お考えをお聞きしたいと思います。2つ目になります。農地と地域を従来から守る対策を強化することです。これまで町としても、獣害対策に力を入れてこられまして、各種講習会の開

催や、おおち山くじらのブランド化などと合わせて生産者組合を中心に取組み、農水省が平成17年に取りまとめた取組み事例15件の中に取り上げられるなどイノシシ対策では大きな成果を上げてきました。近年、イノシシに加えてサルによる被害が増加しておりまして、群れを肥大化し、人への危害も心配されるなど個々の農家の対応、対策の限界を超える状況が広がっています。専門家にお聞きしますと、野生のサルは人間は襲わないと、こういうことでありましたが、学習をしますので、老人や子どもを見て、これは弱いと思えば襲わないとも限らない。こういう恐れも抱いておられる訳です。そこで、2点について伺います。このサルによる被害について、また生息状況について実態把握をされているかどうか、もし実態が分かればそれを伺いたいと思います。2つ目に町のイニシアチブでサルによる獣害対策の強化を伺います。専門家にお聞きしますと、サルは追っ払うのが一番だとかこういうふうにおっしゃるんですけども、追っ払う人がいないこういう集落も増えてきている訳ですから、町としてどのように考えていらっしゃるのか、お伺いいたします。3つ目にバイオマス発電に伴う森林資源の活用と保護について伺います。町の総面積の89%が森林です。この森林資源を生かして、再生可能エネルギーを生み出すバイオマス発電については森林の再生や雇用の創出なども含めて、積極的な評価があります。一方で、町民の皆さんから、山が壊れてしまうのではないかと、こういう危惧する声もありますので、以下5点について伺います。1つ目は、バイオマス計画の概要や進行状況等について丁寧な広報をしていただきたいと思います。美郷町の議会で視察に行かれました茨城県大子町、ここでもバイオマス発電2基を計画しておりますがこの計画が、半年1年、2年と遅れておりまして、昨年6月の稼働予定が来年に延ばされております。こういう点も含めて、進行状況の管理、非常に大事だと思いますので、丁寧な広報をお願いします。町の体制を確立し、系統性、継続性など事業の管理体制を強化していただきたいと思います。やはり、準備の段階から考えますと、5年6年と係る事業であります。で、町の体制で、町の人事異動のローテーションもありますので、人がどんどん入れ替わるということも当然想定される訳でありまして、そうなってもこのバイオマス発電の事業をですね専門的に系統性、持続性を持ってですね、管理する。そういう機構がどうしても町の中に必要だと思いますが、お考えを伺いたいと思います。3つ目に伐って、使って植えて育てるとこれが県の推進する循環型林業であります。これを推進していくという点からみましても、現在、美郷町の森林の約70%が民有林であります。バイオマス発電に使う資源というのは、国有林ではなくて、この民有林が主になると聞いておりますので、ここに対する公的な管理が大事になってきていると思いますので、この点についても伺いたいと思います。4つ目に、林道の整備をしていただきたいと思います。山から木材を満載したトラックが行き来する、そういう中で、今の林道が耐えられるのかという点の心配も出ておりますので、お考えをお聞かせください。5つ目に人材育成雇用の促進のためにも林業労働者の労働条件を改善すること、このことを、国県に要求するとともに、町独自の策を講じていただきたいと思います。森林組合の場合でも、日給月給に作業員の方はなっておりますが、1日7000円でありまして、これに作業手当の1500円ですとかあるいは

チェーンソーの損料ですとか自動車の損料なども加わって、それでも1万2000円に達するかどうかという額であります。自動車も自前ということでもありますから、かなり過酷しかも作業の中心は、6月から9月暑い真っ盛りでありまして、ハチによる被害だとか、こういうことも考えて大変過酷な労働になる訳であります。この労働条件を改善するというとなしに人材を育て、雇用を促進するということは難しいのではないかと感じておりますので、お考えをお聞きしたいと思います。4点目になります最後ですが、三江線廃止に伴う町民の交通利便性向上と跡地の活用について伺います。三江線廃止まで3カ月余となります。代替交通の路線やダイヤなどの案も提起されております。当初から、交通の持続可能性が強調されてきましたが、以下の点について伺います。1つ目は、分割民営化の経過からしましても、代替交通の運営経費は、国とJRが負担すべきものと考えますが、JRは初期投資の負担を提案しています。しかしこの期間がどのぐらいに及ぶのか、そして、この期間が過ぎた経過後はどうなるかについては明らかにされておられません。これらの点についての町としてのお考えを伺いたいと思います。2つ目に代替交通の乗車率など経営見通しについて伺います。三江線も乗る人が少なくなって、ダイヤを減らしてそして廃止こういう経過をたどってきました。代替交通も色んな努力はされておりますが、人口の減少等も考えますと、これが飛躍的に乗車率が増えるということはなかなか考えにくいというふうに考えておりますが、受けられた大和観光さんなどですね、事業者のですね、経営見通し、これをどのように考えておられるのかについても町の考え方も伺いたいと思います。3点目になります報告集会におきましても、三江線は地域の財産だと、JRが勝手にするなどは認められない。こういう意見が出ております。このことは、現時点でも同じだと考えます。跡地の活用について、今日までは代替交通に活用できるもの、ここに限定した形で3件が提案をされている訳ですが、ここに限定しないで地域振興に活用するというので、広く地域の意見要望を聞き生かすことについて町の考え方を伺いたいと思います。三江線に対する町民の皆さんの思いは大変深いものがあります。線路を引く時に庭の一部を抑えた、畑を提供した、こういう方々もたくさんおられる訳で、これは本当に地域の財産だと思います。JRが勝手にできることではないと私は考えておりますが、ぜひ、地域振興、地域の皆さんの要望を活かした活用について今後の見通しや時期にそういうものについて町の考え方を聞かしていただきたいと思います。以上ちょっと長くなりましたが、4点についてお考えをお尋ねしたいと思います。どうかよろしくお願い致します。

●西嶋議長

番外、町長

●景山町長

中原議員の、国保税を引き下げることについてのご質問にお答えします。まず、1点目の、所得に対する国保税の負担率が10%程度となる引き下げについてのご質問でございますが、平成27年度の決算ベースでは、議員おっしゃるように全国平均は10%で、本町は19.7%ですので、所得に対する負担率で見ますと確かに大きな乖離がございます。

す。ただし、加入者1人当たりの平均保険料を比較してみますと、平成27年度では、国の8万4000円に対して、本町は7万4000円となっており、1人当たり保険料は、国の平均よりも本町の方が低くなっています。この2つの結果から言えますことは、全国平均と比較して、本町の加入者の平均所得が低いということが推察できます。所得に対する負担率を下げていくためには、所得を引き上げることと、医療費を下げるが必要になりますが、所得を引き上げることは簡単なことではありません。まずは、住民の健康づくりに注力し、医療費を下げていくべきと考えているところでございます。仮に、議員ご提案の全国平均並みの10%とした場合、単純計算ではありますが、毎年6000万円ほどの一般財源が必要になり、極めて難しいことでもあります。国保制度改革の状況も見ながら、先ほど申し上げました医療費削減に取り組んでいきたいと思えます。2点目の、県の試算による保険料率の公表についてですが、現在、県では、3回目の試算が行われたところであり、ただし、この試算は、あくまでも仮係数を用いた仮算定でございまして。本算定には必要な本係数については、今月末に、国から県へ示されることとなっており、県では年明けの1月に、その本係数による本算定を行うこととされており、公表は1月中旬の予定とのこととございまして。重ねて申し上げますが、このため現在公表できるものは、仮の計数による試算値であり、今後変動する可能性があることをご承知おきいただいたうえで後ほど担当課長からお示しを致します。3点目の、国保財源について、国に対して抜本的な増額を強く求めてほしい、法定外繰入により負担の軽減を図っていただきたいとの内容でございまして、国に対しましては、県とも連携をいたしまして、要望を強めてまいりたいと思えます。法定外繰入、いわゆる基準超過費用繰入でございまして、基金がほぼ底をついた状況にあることから、平成27年度に、およそ700万、平成28年度に1200万円を繰り入れております。この中には、保険税の滞納分も影響しているところでございまして。現時点では、県から本算定の数値が示されていない段階ですので、具体的なことは申し上げられませんが、1点目のご質問にありますような所得に対する負担率を考慮した軽減対策を実施した場合は、必要に応じて法定外繰入を行うこととなります。そのようにご理解いただければと思えます。以上。

●西嶋議長

番外、住民課長。

●高橋住民課長

中原議員1番目のご質問の2点目でございます。県の最終試算での保険料率についての公表ということとございまして、私の方から数値の説明をさせていただきます。まず数値を申し上げる前にお断りをしておかなければいけませんけれども、先ほど町長申しましたように、あくまでも現時点のものは仮算定によるものでございまして、本算定につきましては来年1月中旬に県から示されるということになっておりますので、その点ご承知おきください。また、県の方としましては今回仮算定ということで、県議会の方での報告はされておられません。各市町村の判断につきましては各市町村に任されておりますので、本町につ

きましてはこの度の議会の方で、仮算定ではございますけどもお示しをしたいと思っております。この仮算定でございますけども、平成28年度決算をベースとしておりまして、そこから、30年度における国保運営に必要なとなる各市町村の納付金を算出しております。次にその納付金を納めるために必要な費用の一部として、保険料収納必要額というものを算出いたします。それでは具体的な数値でございますけども、被保険者数、世帯数、一人当たり所得、それから医療費の指数こういったものをベースとして計算をいたします。そこから出てきました数値としまして美郷町が県へ納める納付金は1億4200万円と算定をされてました。この納付金を納めるために必要な費用は制度改正後も市町村に交付される国、県の補助金それから市町村で集める保険料この2つを足したもので、保険料収納額と納付金を納めるということになります。本町の保険料収納必要額につきましては、1億1700万円ということが示されております。この保険料を収納するために必要な一人当たりの保険料は、12万5143円ということでございます。この数値は収納率を本町の収納率であります95%で計算してもございまして、100%収納できるとした場合には一人当たり11万9856円となる数値が示されております。なお、これらの一人当たりの保険料の数値は軽減適用前のものでございまして軽減適用後は大体8万円台になるというふうに想定をされるところでございます。以上です。

●西嶋議長

2番、中原議員。

●中原議員

今、最後におっしゃいました必要な繰入等も行って、8万円前後の保険税かと税率化かというふうにおっしゃった訳ですが、これは29年度に比べても高くなると思います。それがそれでよろしいでしょうか。

●西嶋議長

番外、住民課長。

●高橋住民課長

現時点のものと比較すればでございますが、ちょっと厳密な比較ができませんで、このベースとなっているのが平成28年度の数値がベースとなっております。29年度、今年度のものに、仮に県が示した保険料率を当てはめると、ちょっと計算をしてみたんですけどもだいたい全額で160万ほど下がる計算になりました。

●西嶋議長

2番、中原議員。

●中原議員

私は前回も今回も負担率がですね、20%を超えると、所得に占める割合が20%を超える、まあ今回19.7になったというふうに先ほどお答えいただいたんですが、それでもうかなり高いと。だから、確かに町長おっしゃるように、県下ですとね、美郷町の保険税は下から数えて4番目ですかね、かなり低いです。下から数えて6番目ですか、低くなってるんですが、やっぱり所得が低い分ですね、負担感が非常に大きいということがあ

訳ですけども、これは、慣らしての話になるんですけども、減免制度の適用というのはやってこれなかったんでしょうか。

●西嶋議長

番外、住民課長。

●高橋住民課長

独自の減免制度というのはございませんけども、所得の低い方につきましては、応益部分、均等割、平等割の部分につきましては、その所得それから世帯の人数に応じて7割、5割、2割という軽減を現在も行っております。

●西嶋議長

2番、中原議員。

●中原議員

ここ数年は、実際には減免措置はされておられませんですね。

●西嶋議長

番外、住民課長。

●高橋住民課長

減免、今の保険料の軽減、減免ですね、7割、2割、5割のものは行っておりますし、また生活保護世帯の方はすべて全額減免ということは行っております。

●西嶋議長

2番、中原議員。

●中原議員

先ほど、県の仮算定の数字なども示された訳ですが、この都道府県下で今の美郷町で定めている保険税率ですね、これが低くなるという見通しは持っておられない訳ですね。まあ引き上がっていくというふうには私は思いますが、どのようなご判断なんでしょうか。

●西嶋議長

番外、住民課長。

●高橋住民課長

そこのところが非常に難しいところでして、上がっていくということも言えませんし、下がっていくということも言えないというところがございます。先ほども町長答弁で申しましたように、1月の中旬に本算定が公表されますので、そちらの方の動向を見ないと最終的な判断はできないかなというところと、あと、毎年その被保険者が変わりますし、人数も変わりますし、所得も当然毎年変わってきますので、やはり今後はその毎年保険料率保険税率を改定していく必要があるのかなというふうに考えています。

●西嶋議長

2番、中原議員。

●中原議員

今、都道府県化を前にしてですね、盛んに国も激変緩和措置ということをおっしゃいます。激変緩和ということは急に変わることは避けたいけども、変わることは変わるんだと

いうことを含んでいる言葉だと思うんですね。除々に変えていくと。だから、急に変わったということを感じないように、除々にとにかく上げていくんだと、こういうことが感じられる激変緩和措置という、そのものの中に、そういう意味を含んでいるというに考えます。そういうように考えますと、今の状況はですね、今の美郷町、先ほど言いましたように色んな努力をされてきた、他の市町村に比べてもですね、多い繰り入れを行って、そういう被害をカバーしてこられたそこは認めるんですけども、今の状況は改善するとはとても思えない。で、したがってそういうのを救済していく、こういうことのために町独自の減免制度をですね、考えられるお考えはありませんか。

●西嶋議長

番外、住民課長。

●高橋住民課長

減免制度の新設、町独自のものについては特に今現在は考えておりません。ただ、保険料、保険税を設定する時に色んな配慮ですね、考えてできるかなというふうに思っております。それから激変緩和のお話もいただいておりますけども、激変緩和、一番分かりやすいところでいいますと、例えばこれまで医療費が非常に低い市町村があつて、ここは所得が高いというところが、そのおかげもあつて保険税がこれまで低かったというところがあります。だけど今回、割りと島根県を押しなべて、だいたい同じ水準になってきますので、そうしますと自分ところは医療費がこんな低いのにドンと極端に3万5000円ぐらいいっきに上がる市町があります。そうすると、これは非常に大変なので、ここところは、激変緩和措置を適用して、ある程度抑えて段階的に持っていきましょうというのが、一番分かりやすい激変緩和措置だと思います。以上です。

●西嶋議長

2番、中原議員。

●中原議員

先日の全協の中で、ご説明いただいた中で島根県は応能負担の部分がですね、所得が低いために、そこを低く抑えて応益負担の割合を高くしてあるんだと、こういうふうにおっしゃった訳ですけども、それは今後、美郷町のところにもそれが適用されていくんだと思うんですけども、そうなった場合ですね、確かに所得は低いところで応能負担の割合が下がるということは、これはいいことだというふうに思うんですが、逆に、応益負担が高まりますと、世帯の人数が多いところですね、4人、5人子どもさんが大勢おられるこういうところは負担が増えると、こういうことになりかねないと思うんですが、そういうところに対する手当てをする。さっき私は町独自の減免制度というふうに言ったんですが、そういう細かいちょっと見直しをして負担の軽減に努めると、こういうお考えはいかがでしょうか。

●西嶋議長

番外、住民課長。

●高橋住民課長

中原議員おっしゃるのは、非常にいいことだなと思います。ただ現在ですね、軽減対象になっている世帯、被保険者数につきましては、だいたい65%現在もう既にありましてもともと美郷町の国保加入者の方の所得が低いというところがあって、65%の方がその軽減対象に現在既になっているという状況でございます。

●西嶋議長

2番、中原議員。

●中原議員

これだけに時間を費やわせませんので、次に移りたいとは思いますが、私、今度の先ほども冒頭で申しましたように、今度の都道府県化っていうのはですね、色んな意味で色んなところに、今の国保制度をですね、悪くしていく仕掛けが色々含まれているというように私は見ているんですね、で、例えば今度、納付額というのは言葉が違うかも知れないですが、納付額というのが示されると、それに対して保険料が集められなかったら県が作った基金から借金しろと、で、払えなかったらそれは保険料から集めるようにしろということですから、これは押しなべて、町民の皆さんですね、加入者の皆さんの保険税の引き上げにつながりかねないと、こういう要素を持っているというふうに思いますし、色んな形で、それから統一保険料の問題もですね、先日晒されました県の方針案によりますと、当面は直ちに統一保険料に行くのは難しいと、しかし将来的には統一的な保険料についてですね、やっていきたいとこういう移行が、この方針の中にも示されておりますがそういうふうになった場合は、これは現時点では分からないと言われればそれまでなんですけれども、やはり美郷町の場合は、今までは保険料はですね、全体として低く抑えてきていただいているという点もありますので、統一化されるとですね、引き上がる可能性の方が大変高いと、そういう点でですね、町は、これまでも一般会計からの繰り入れを行ってですね、そういう救済措置を色んな形で考えてこられた訳ですが、国保というのはこの前も私申し上げましたけども、社会保障の底の部分を支えるですね、大事な制度だと思っています。先ほど町長さんもこの対策としてですね、町民の健康増進の問題ですね、このことに触れられまして、医療費を下げるというのは町民の健康をやっぱり守っていくことになる訳ですから、そういう対策を強化されることが必要だと思いますが、全体としてこの保険料が高い、この前、課長もおっしゃったように、払いたいけど払えない人が出てくる、で、滞納率が増える。で、また払えない。穴が空くからそこにもって、また保険料を引き上げがないとですね、県に納められない。こういう負のラスパイレスいいですか、こういうものが働いていくとですね、きりなくなっていくし、町も大変だと思うんですね、このままだと持たないと。町が今まで一生懸命対策をやってこられたんだけど、今のような状況が続いたんではですね、負のラスパイレスから抜け出せない、こういうことを考えるとですね、ぜひこれは町長にもお願いしたい点ですが、これまでも県や国に対してですね、国保への国のお金の補充についてはですね、何度も要請されてきたことだと思いますが、この時点に立ってですね、都道府県下で一層そういうことが推進されていくというこ



とのないようですね、ぜひ改めて、他の市町村とも連携しながらですね、国や県に対する要望を強めていただきたい。このことをこの点では最後に要望をさせていただきたいと思います。では次に移っていただきます。

●西嶋議長

番外、町長

●景山町長

中原議員の農地と地域を獣害から守る対策を強化することについてのご質問にお答えします。まず、1点目のサルの被害や生息状況についての実態把握についてですが、従来から江の川沿い両岸の吾郷地域、君谷川、志君川沿線、また、近年は、粕淵、滝原、野井、別府・小松地、沢谷の一部に出没していると把握をしています。新たな地域については対応に戸惑っているといった状況があり、遊休地の増加や、立木の伐採により他の地域に活動域を広げていると見られます。被害の状況は、公の統計である農業水稻共済の被害で見ますと、昨年のサル被害はゼロ、本年は2件、損害額9万円となっています。ただし、農業共済以外の被害として、主に家庭菜園での苗の引き抜きや食害が発生しています。2点目の町のイニシアチブでサルによる獣害対策の強化についてですが、まず、被害防止に必要な防護柵設置に町の補助金を交付しておりますが、イノシシ用の防護柵が補助金額上限3万円のところを8万円に引き上げ、サルの捕獲奨励金もイノシシ6000円に対し、3万円と高額にしております。3年前には、サル防止対策のための電柵設置の張り方研修会も行っております。捕獲については、毎年平均50頭程度で、一群れの頭数ほどを捕獲しサルの駆除期間もほぼ1年を設定し、駆除期間の隙間がないようにも努めております。しかし、サルが繁殖する環境が存在することから、捕獲圧力も追いつかない状況がございます。サルが繁殖する環境としては、餌場を残していることが大きな原因となります。稲刈り後、再びでてくる穂の放置や収穫しない柿、栗なども残さない努力をしていただくよう研修会等で周知しております。また、サル用の電柵につきましても電圧が低いことや通電されていないなど、農業研究機構の調査で明らかになっており、日ごろの管理を徹底することも必要です。併せて、追い払いを徹底していないことで、サルの人なれも進みますので、この点も研修会などを通じて周知しているところです。研修会は、本年は、吾郷の青空サロンで10回、地域に出向いて3回開催しており、要望に沿って地域にも出向きますのでご活用いただければと考えております。以上。

●西嶋議長

2番、中原議員。

●中原議員

色んな努力をされておられて、地域でもですね、色々やっておられるんですね。花火を上げたりですね。で、群れが出たらお互いに声をかけ合ってみんなで出て追っ払うとこういうこともやっておられます。で、3年ぐらい経つと、3分の1ぐらいに減るんだよということもおっしゃってるところもあります。だから色々努力されてることは分かるんですけども、先ほど町長もおっしゃいましたように、この地域がですね、だんだん草刈り

もできなくなっている、そういう状況やサルの子の繁殖、生息がですね、人間が助けているような状況もありますので、そういう点から言ってですね、サルが移動する、また追っ払えるところは追っ払うとですね、そこから移動してですね、追っ払う力のないところへ移動して行ってしまうと、それでどんどん行くと、今度は他の市や町との境を超えてしまうというようなことも考えられる訳です。したがって、ここは近隣の市町との協力も必要かと思いますが、いずれにしても、追っ払うことができなくなっている。そういう集落が既に誕生している。そういうところにどんどん追っ払われたサルが集まってくるとこういう悪循環もある訳でありまして、ぜひここについてはですね、さらに町としてのイニシアチブで対策を強めていただきたい、このことをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

このサルの被害につきましてはですね、なかなかこの決め手になるものがないのが実情でございますけれども、先ほどのように申し上げましたように、追い払いとかいうようなことでですね、サルを近づけないということが大事なことじゃないかと思っておりますけれども、町としてもイノシシ、サルにつきましてもですね、色々防護柵のようなものにつきましては助成もしておりますけれども、非常にサルの被害がこれからは拡大をするのではないかと思っておりますのでございまして、非常にこれからですね、サルの数が増えたりしますと、かなりの被害が出るんじゃないかと思っておりますのでございまして。この対策にですね、産業課としても色々手を打っておりますけれども、これという決め手になるものは今のところございませんけれども、まず近寄せない、入らさないということが大きな課題であろうかと思っております。詳しくはですね、担当課長から答弁いたします。

●西嶋議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

先ほど中原議員ご質問に町長の方から答弁ありました。決め手となるものがなかなかないというのが実情でございます。そういう意味から防護柵の設置、そういうものの徹底をですね、していただきたいというふうに研修会等でもお願いをしております。ただ、防護柵を設置したからといって、侵入しないという保証はありません。そこで、やはり先ほど答弁の中にもありましたように、電柵をしても通電をしていなかったりとかですね、電力が非常に低いということで、進入を許してしまうという現象も見られておりますので、そこら辺がやはり地域の皆さんに理解をしていただいて、徹底した管理の仕方、そういうものを学んでいただきたいなということで、研修会等でもそういう効果が出ないかなというふうに期待しております。どこの地域でも、全国そういう悩みはあると思います。アンテナを張ってですね、いい対策等があればですね、取り入れていく、そういう努力もしていきたいと思っております。

●西嶋議長

よろしいですか。

(はいとの声)

●西嶋議長

町長、次、お願いします。3番目の答弁をお願いします。

●景山町長

中原議員のバイオマス発電に伴う森林資源の活用と保護についてのご質問にお答えをします。1点目の事業計画等の丁寧な広報についてです。バイオマス発電については、平成28年度に地域新エネルギー計画におけるエネルギー導入プランの一つとして、様々なバイオマス原料のなかで本町での事業が成り立つかどうかの検証するために調査・導入事業を行いました。調査、検証の結果では、バイオマス発電においては、ガス化を手法とすることをはじめ、木材供給体制や有効な事業地選定などの導入に必要な要件は、ほぼ整っているとした報告でありました。しかし、肝心の売電のための電力の設備系統にかかる費用が、最終段階で高騰する可能性があることが判明したため、設備系統にかかる費用について、精査するよう事業者に依頼して、現在は事業者から再検討した報告を待っている状況です。この報告をもって事業実現化の可能性を計ることから、具体的な広報はできておりませんでした。この度、設備系統に、かかる費用が電力会社から提示されたことから近日には報告がなされます。議員が憂慮されているとおり、森林資源を活用とするバイオマスガス発電の運営には関係事業者の御協力もさることながら、住民の皆様の保有する樹木を活用させていただかなければなりません。また、事業推進にも必要な事業費を使うこととなります。このため、事業化の折には、事業概要をはじめ、進行スケジュール、美郷町と事業者の役割などの周知に必要な広報の取り組みを丁寧に行いたい、と考えております。2点目の町の体制の確立、事業の管理体制についてですが、町の体制として、事業主管課林業担当課、林道整備担当課などの連携が重要であります。それぞれの部署で、バイオマス発電を推進することを踏まえた事業遂行と連携を意識してまいりますし、短期間では処理できない課題も多くあることから、長期的な視野で見据えていかなければならないと考えております。3点目の民有林に対する公的管理の推進についてです。現在、町では林地台帳の整備を進めております。森林施業を行うには、森林経営計画へ取り込み、補助事業を活用していくことや、集約化による効率的な施業が必要になります。そのためには国の進める森林台帳の整備が急務となるところでして、本年度末には完成させ、その後、公表を行い管理・運用をしてまいります。森林経営計画への取り込み面積は、28年度末で約9000ヘクタールでございます。美郷町の場合、その多くは森林経営を行うことができる森林組合が協定しており、公的管理の推進というより、森林経営を行う能力のある事業者が、施業しやすい環境を整えることが必要と考えており、その支援を行ってまいります。4点目の林道の整備についてであります。バイオマス発電に使う木材の搬出に使われる道路は、町道、農道、林道、作業道があります。通常、伐採現場から最初につかわれる

道路は作業道で、その後、林道や町道を経由して搬出されます。町の道路整備は、生活道となっている町道・農道・林道が中心となっており、作業道は森林組合や木を搬出される業者等が補修されることとなっております。5点目の林業労働者の労働条件改善の国・県への要求、町独自策をについてであります。国・県への要望につきましては、森林・林業の公益的機能の面と経営を取り巻く環境を踏まえ、県町村会として森林・林業対策の強化森林環境税の導入を要望してきているところでございます。また労働条件の改善の一つとして、社会保険加入を促進する助成を、現在行っているところであり、継続していくとともに、助成額の引き上げも検討してまいります。以上。

●西嶋議長

2番、中原議員。

●中原議員

2番目のですね、町の体制ですけども、幾つかの課が連携して取り組むという点は、もちろんそうなんですけど、大事なことだと思ってるんですけど、これについてのプロジェクトチームとか、そういったものは恒常的には設置されてないんでしょうか。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

これまでの経過について、担当課長からお答えをいたします。

●西嶋議長

企画財政課長。

●井上企画財政課長

先ほどの中原議員のご質問、一連のバイオマスガス発電事業につきまして、プロジェクトチームの計画はないかということですが、現在のところですね、発電業務に係わるバイオマスの発電に係るところの部分については、企画財政課の方で担当させてもらっておりまして、あと先ほどありましたように、林業の振興それから林道の整備については建設課、産業振興課で担っていくこととなります。今後の進捗につきましてのプロジェクトチームということにつきましては、この事業の決定、正確な決定、先ほど町長の答弁にもありましたように、再度報告されます設備系等に係る費用についてを含めて、算入される事業者がキャッシュフローの中で事業化ができるということを結論を受けた中で検討していくということにしたいと思っております。以上です。

●西嶋議長

中原議員あと5分しかございませんので。重点を押さえて下さい。

●西嶋議長

2番、中原議員。

●中原議員

はい。次、よろしくお願いします。

●西嶋議長

4番目の答弁をお願いします。

●西嶋議長

番外、町長

●景山町長

中原議員の、4番目の三江線廃止に伴う町民の交通利便性の向上と跡地の活用についてのご質問にお答えします。1点目の三江線代替交通の運行経費に対するJR西日本の負担期間について、現在、島根・広島両県とで協議をいただいておりますが、いまだ具体的な年数の提示はございません。引き続き、出来る限り長い期間での負担を要望して参ります。また、経過後の対応でございますが、国、県の支援を継続して受けることが重要であると考えております。その支援を受けるために必要となる利用者数の確保のために、利用促進の取組みを行って参りたいと考えております。2点目の乗車率などの経営見通しでございますが、現在、事業者と調整中でございますが、乗車率は国、県の補助金を受ける際に重要な数字となりますので、持続可能な三江線代替交通を確保するために引き続き調整をして参ります。3点目の鉄道資産の活用について、広く地域の意見・要望を聞き地域振興に活かしていくことについてでございます。11月末に開催しました住民説明会において、鉄道資産の活用することで地域振興に結び付けていただきたいとの意見もございました。このご意見も踏まえて、代替交通の運行説明、利用促進策の案、鉄道資産の活用といった内容で、住民の皆様と意見交換する懇談会の開催を、来年1月に開催する方向で、現在、調整をしております。この懇談会で出ました意見・要望については、将来的な見通し、活用計画を踏まえた整理のうえで、協議・検討してまいりたいと考えております。以上。

●西嶋議長

2番、中原議員。

●中原議員

この美郷町はですね、三江線の通っているところ長い訳ですね。駅も多いと。したがって、それからコースも非常に複雑になっておりまして、JRから廃止の提案があって、短い時間の中ですね、町としては代替交通をどうするという事にかかなりの力点を置いてやってこられた、それに相当なエネルギーがいったらうということは想像できる訳でして、本当にご苦労さまでした。しかし、町民の皆さんですね、この跡地全体をですね活かしていきたいという思いも非常に強いんですね、で、最初JRは、かなり上からですね、全部引き取るんならあげるけど、部分的なものは買いなさいというような、そういう態度だったんですが、こうずっと伺っておりますと、跡地利用の問題については、JRの態度も変わってきてるというふうに思っておりますが、現時点で、JRのこの跡地利用についてのもので、この条件とか方針とか、現時点のものが分かりましたら教えていただきたいと思っております。

●西嶋議長

定住推進課長。

●岡先定住推進課長

J Rが現時点で示しております跡地利用に関しましてですが、橋梁につきましては一括譲渡が原則と思っておりますが、廃線敷につきましてはでございますが、当初は中原議員おっしゃるとおり一括ですと無償譲渡ということでございましたけれども、現在に至っては一定の範囲と認められる、例えば河川であったり道路であったり、そういった一定の範囲で管理ができるだろうということが認められる場合に限っては、部分的に無償譲渡をしていただけるということになっております。それから、それにつけては廃線敷に関して、当面の管理費用でございます。いわゆる30年間の伐採費用も負担もしようということが提示されております。それから、一定の範囲ではない部分、本当に部分的な個別な譲渡に関しましては一応有償譲渡というのが原則ということでございますけれども、これも最近、条件といいますか、提示されたものですが、有償ではあるが、その有償部分につきましてはJ Rが負担をしますよというような言い方をしております。で、このところの解釈につきましては、今各市町とも分からない部分もありますので、県を通じてJ Rには問い合わせをしているというところでございます。これを単純に読めば一括譲渡であっても、一定の範囲であっても、部分的なものであっても負担が伴ってはこないのかなというふうには思っているということでございます。

●西嶋議長

時間が来ておりますが、後1回ほど許します。

2番、中原議員。

●中原議員

ありがとうございます。三江線につきましてはですね、廃止が決まってから、この実際に廃止までにですね、非常に短期間でなかなか検討する余地も、それから町民の皆さんからですね、要望をきちっと上げていくということについてもですね、やっぱり時間的な制約があったというふうには私は考えております。したがって、先ほど町長さんの方からは1月にそういう懇談会をというご提案がありましたけれども、ぜひこのですね、跡地利用について広く町民の皆さんの要望や意見をきちっと吸い上げてですね、地域振興に活かすとこのところに、ぜひ、力を注いでいただきたいと。で、ダイヤの方がおおよそ出来上がってきたと思いますので、ぜひ担当の方もですね、そこに力点をおいていただきたいというふうには考えております。これで終わります。

●西嶋議長

以上で、中原議員の質問を終わります。

以上で本定例会に通告されておりました一般質問はすべて終了いたしました。

ここで、休憩いたします。

再開は午後3時30分といたします。

(休 憩 午 前 11時 43分)

(再 開 午 後 3時 30分)

●西嶋議長

会議を再開いたします。

日程第3、陳情審査報告を議題といたします。

総務委員会から陳情審査報告書が提出されていますので、報告を求めます。

●西嶋議長

8番、山本議員。

●山本議員

陳情の審査報告を行います。平成29年12月14日美郷町議会議長 西嶋 二郎 様。総務委員長 山本 幹雄。陳情審査報告書、本委員会に付託された陳情について慎重に審査を行った結果、下記のとおり審議したので、美郷町議会会議規則第95条の規定により報告します。記、受理番号、平成29年美議陳第5号、陳情の要旨、日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択についての陳情。審査結果は採択であります。この陳情は継続審議といたしまして、2回の委員会で審議をいたしました。北の脅威という意見もございましたが、唯一の被爆国である日本国民として核兵器の廃絶に反対する理由はありません。また、この条約が核の安全使用といえますか、原子力等に使用することを禁止しているものではありませんので、そういう意味から、これについては採択ということにいたしました。以上申し添えておきます。

●西嶋議長

報告が終わりました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

質疑がないようですので、質疑を終わります。委員長ご苦労さまでした。

お諮りします。

美議陳第5号、日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択についての陳情であります。委員長報告は採択であります。

総務委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●西嶋議長

ご異議なしと認め美議陳第5号は採択とすることに決しました。

日程第4、議案審査報告及び質疑を議題といたします。各委員会に付託した案件の審査結果報告を求めます。

初めに総務委員長。

●西嶋議長

8番、総務委員長。

●山本議員

読み上げて、報告に代えさせていただきます。平成29年12月14日、美郷町議会議長 西嶋 二郎 様。総務委員会委員長 山本 幹雄。委員会審査報告書、本委員会に付託された下記案件について慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、美郷町議会会議規則第77条の規定により報告します。記、付託された案件、議案第69号、美郷町職員の給与に関する条例及び美郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第73号、平成29年度美郷町一般会計補正予算（第4号）以上でございます。

●西嶋議長

総務委員会に付託した案件の報告が終わりました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

質疑がないようですので質疑を終わります。総務委員長ご苦労さまでした。

●西嶋議長

続いて、教育民生委員長。

●西嶋議長

5番、福島議員。

●福島議員

委員会審査報告を行います。平成29年12月14日、美郷町議会議長 西嶋 二郎様。教育民生委員会委員長福島 教次郎。委員会審査報告書、本委員会付託された下記案件について慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定したもので、美郷町議会会議規則第77条の規定により報告します。記、付託された案件、議案第70号、美郷町税条例及び美郷町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について議案71号、美郷町立小中学校児童生徒通学費支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第72号、美郷町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第76号、平成29年度美郷町君谷診療所特別会計補正予算（第1号）、議案第77号、平成29年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第78号、平成29年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）、議案第79号、平成29年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）以上でございます。

●西嶋議長

教育民生委員会に付託した案件の報告が終わりました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

質疑がないようですので質疑を終わります。

教育民生委員長ご苦労様でした。



続きまして、産業建設委員長。

●西嶋議長

9番、安田議員。

●安田議員

読み上げて報告させていただきます。平成29年12月14日、美郷町議会議長 西嶋二郎様。産業建設委員会委員長 安田 勝司。本委員会に付託された下記案件について慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、美郷町議会会議規則第77条の規定により報告します。記、付託された案件、議案第74号、平成29年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第75号、平成29年度美郷町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案80号、財産の取得について（美郷町サポート経営体 農機具購入）、議案第81号、財産の取得について（長藤営農組合 共同利用農機具購入）以上であります。

●西嶋議長

産業建設委員会に付託した案件の報告が終わりました。

質疑はございませんか。

（なしの声）

●西嶋議長

質疑がないようですので質疑を終わります。

産業建設委員長ご苦労さまでした。

●西嶋議長

日程第5、議案の討論表決を議題といたします。

これより議案第69号から議案第81号までの13件について一括して討論に入ります。

反対討論はありませんか。

（なしの声）

●西嶋議長

賛成討論はありませんか。

（なしの声）

●西嶋議長

討論がないようですので討論を終わります。

続きまして議案第69号から議案第81号までの13件について一括して採決します。

本案13件に対する各委員長の報告は原案を可とするものであります。

お諮りします。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

●西嶋議長

挙手全員であります。

よって本案13件は原案のとおり可決されました。

日程第6、発委の上程を議題といたします。お手元に配布しておりますとおり、総務委員会から発委第4号日本政府が速やかに核兵器禁止条約を調印することを求める意見書(案)が提出されましたので上程いたします。

この発委第4号について質疑はございませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ご異議がないようですので質疑を終わります。

お諮りします。発議第4号について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●西嶋議長

ご異議なしと認め発委第4号は原案のとおり決しました。

日程第7、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

お手元に配布してあるとおり議員派遣をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●西嶋議長

ご異議なしと認め、議員派遣の件につきましては、お手元に配付したとおり派遣することに決しました。

日程第8、委員会の継続審査調査付託を議題といたします。

お諮りします。

お手元に配布しておりますように各委員会から閉会中の継続審査調査の申し出が提出されておりますので、それぞれの委員会へ付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●西嶋議長

ご異議なしと認め、それぞれの委員会へ付託いたしますので、審査調査をお願いいたします。

本定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

これをもちまして、平成29年美郷町議会第4回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉 会 午 後 3 時 4 3 分)